

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
1	前文	基本的事項		<p>久喜市は、関東平野のほぼ中央、利根川中流域右岸の埼玉県東北部に位置し、市全域が平坦な地形であり、豊かな自然に恵まれた地域です。江戸時代からの舟運の拠点でもあり、現在も、高速道路や国道等の幹線道路を擁するとともに、<u>3路線の鉄道が走る交通網に恵まれています。さらに、神社や古くから伝わる祭りなどの伝統・文化、教育に熱心な風土が、今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。戦後の利根川の決壊による甚大な被害にも見舞われましたが、地域の力で復興を遂げてきました。</u></p> <p>しかし時代は大きく変貌し、中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されています。地方自治を取り巻く厳しい現状とともに、少子高齢化の進行や社会の成熟化による住民意識の多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは、<u>地域に居住する住民の生活に直結する福祉、教育、地球環境などの様々な行政課題について、その見直しと改革に取り組まざるを得ない社会状況があります。</u></p> <p>私たち市民は、市と市民が共に力を合わせてまちづくりを推進し、市は市民の信託に応えた開かれた市政運営を行い、市民は自らの創意と工夫によって主体的に市政に参画し、市と市民の協働による個性豊かで快適に暮らせる地域社会を創出していかなければなりません。</p> <p>市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、<u>市及び議会の役割と責務</u>などの自治体を運営していくための基本的な原則・仕組みが必要です。</p> <p><u>安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くため、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し市民自治のための普遍の原則を定め、ここに久喜市自治基本条例を制定します。</u></p>	<p>6月定例会一般質問において、「東北部」か「北東部」という議論がありました。条例に規定されると、それが市としての公式見解になると思うので、どちらにするか統一する必要があると思います。</p> <p>埼玉県東北部→北東部に変更したほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>社会科の教科書では、八方位で示す場合、北と南が基準になっています。</p> <p>鉄道の路線数は、具体的に書かなくてもいいのでは。</p> <p>「関東最古の鷲宮神社をはじめとする寺社や古くから伝わる祭り」としてはいかがが久喜市としての独自性を出す観点から。</p> <p>自治基本条例の前文は、時代とともに見直ししていくものでもないと思う。10年後、20年後になったとき、前文の内容が時勢とあわなくなるので、あまり、現状の流れを具体的に書かない方がいいのでは。</p> <p>「・・・といった流れにより、～取り組まざるを得ない社会状況となっています。」に修正。</p> <p>「参画し」という言葉は、行政の意思決定への強い影響力を持つという意味合いが強く、「参加」に変えることは可能ではないか。</p> <p>市、議会には義務を付し、市民は権利のみ主張。これ等是对峙するものではなく、あくまで対等のものとの位置づけが欠けている。</p> <p>久喜市として更に人権尊重の視点に立った施策を推進することを明示するため、自治基本条例の中でも、前文に「互いの人権を尊重し、」を加入する必要がある。</p> <p>「互いの人権を尊重し、安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くため、～」</p> <p>次セクション『目的』に記載されている内容と重複するため、こちらは削除しても差し支えないのでは？</p>	<p>久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し豊かな自然に恵まれるとともに、江戸時代の舟運、現在も道路や鉄道の交通網が発展し、また、神社や祭りなどの伝統・文化を受け継ぎ、今日の久喜市が築かれてきました。</p> <p>近年、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより、本市をとりまく社会環境は大きく変貌してきており、地方自治の再構築や行政課題の見直し等が求められています。それらの課題に対応するには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を担いながら共に力を合わせてまちづくりを推進していくことが重要です。</p> <p>このような認識のもとに、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民が自ら市政に参画し、協働することにより個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会を構築するため、市政全般にわたる指針として久喜市自治基本条例を制定します。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					「普遍の原則」とは、不適當な表現ではないか。本当に全ての市民が望んでいる条例内容なのか疑問である。	
2	目的	確認事項		この条例は、本市における市政運営の原則、行政及び議会の役割・責務に関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利・責務並びに市政への参画と協働を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全・安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。	極めて欺瞞性が高いのでは。	この条例は、久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全・安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。
3	定義・基本原則	確認事項	1) 定義	この提言書で使用する用語は、以下のように定義します。	—	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めます。
				(市民) 市内に居住、通勤・通学する者及び市内で事業を営み、活動するものを市民とします。	活動するものを個人及び団体という表現にしたらどうでしょうか。  久喜市内に居住する者と特定すべきではないか。市内で活動するものも市民と定義するのは不適當。	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。
					【解説・背景】 その都度市民の範囲を検討… そのようなあいまいな姿勢はありえないのでは。	
				(参画) 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定に自らの意見や要望を反映させるように努めることを参画とします。	議会の権能はどうなるのか。表現が不適當では。	(3) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいいます。
				(協働) 市民及び市が、それぞれの主体性を尊重し、対等のもとに、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることを協働とします。	—  【解説・背景】 市と市民が対等な立場で… 一方のみ責任と義務を付与し、市民は権利のみとされている。 自然人と法人の関係では対等ということはありません。	(4) 協働 市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいいます。
(新しい公共の原則) 市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担することを新しい公共の原則とします。	定義があいまいなので明確に示すべき。	(5) 新しい公共の原則 市民及び市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいいます。				

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				<p>(コミュニティ)  <u>多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながりをいいます。</u></p>	<p>主語（組織及び集団）と述語（つながりをいいます）では意味が分からない。  ⇒多種多様な活動への参画を通じて形成された組織、集団及びそれらの連携による、地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながり</p> <p>コミュニティ見直し  ある一定の地域に住む人々の集団、又は人々が住むある一定の地域、と定義づけるべし</p>	<p>(6) コミュニティ  地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいいます。</p>
				<p>(市)  <u>議会及び市長その他の執行機関をいいます。</u></p>	<p>議会は意思決定（議決）機関。市長は執行機関。  別個に扱うべきでは？ここで市の定義を明確化しておかないと、後の条文にも影響するので明確に位置付けするべき。</p>	<p>削除</p>
				<p>(行政)  市長及び執行機関をいいます。</p>	<p>他にも行政機関はありますが、「その他の」が入らずに「執行機関」と限定しても差し支えないでしょうか。  （市）との関連はどうでしょうか。</p>	<p>(2) 市の執行機関  市長その他の執行機関をいいます。</p>
		確認事項	2 基本原則	<p>これからのまちづくりは、<u>環境問題や少子高齢社会への対応など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、市民の多様なニーズに応えることが求められています。さらに、地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決定し、責任を持って地域の行政運営を推進することが求められています。</u></p>	<p>前文に記載のある内容のため、基本原則では不要では。  前文に同じような趣旨の内容が書かれているが、「基本原則」として条例に盛り込む必要があるのか？  ⇒必要ないように思う。</p>	<p>削除</p>
				<p>市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めるものとします。</p>	<p>－</p>	<p>市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めます。</p>
				<p>1. <u>人権を認め合い互いに助け合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会</u></p>	<p>新市基本計画では、  ①人権を尊重し互いに認め合い、、、とあるので統一しては。  ②男女共同参画社会基本法及び久喜市男女共同参画推進条例では、共に責任を担う、、、とあるため、責任を分けるのではなく、担（かつ）ぐ、引き受けるという考えから責任を担うにしては。</p>	<p>(1)人権を尊重し互いに認め合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、責任を担う地域社会</p>
					<p>【解説 背景】  「人権の尊重と男女の共同参画」  新市基本計画では、主要な施策として「人権尊重と男女共同参画の推進」とあり、「人権尊重と男女共同参画の推進」としたほうが、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる分野における活動に参画するということになり、人権の視点も踏まえた表現になるのでは。</p>	

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				2. 市政に関する情報を共有するとともに、 <u>市民自ら市政に参画し、協働する地域社会</u>	特定の人たちの独壇場となり得る恐れあり。	(2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
				3. 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、市民が住んで良かったと実感できる市民主役に視点を置いた地域社会	－	(3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会
				4. 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全・安心を重視した地域社会	－	(4) 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全・安心な地域社会
				5. 恵まれた自然を大切に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な共生を大切にする地域社会	－	(5) 恵まれた自然との共生を大切に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会
			3 市の執行機関の責務	市は、基本原則で示された地域社会の実現と市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずる必要があります。	「公正かつ誠実に」講ずる必要があるのは理解できるが、「必要な施策を講ずる必要があります。」とすると、財源的な裏付けがない場合でも『基本原則で示された社会の実現』のために施策を講じなければならない。 「～必要な施策を講ずるものとします。」ではどうか。	市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を行うよう努めます。
				市は、 <u>最少の経費で最大の効果を上げるように努めます。</u>	努力規定になっているが、地方自治法第2条第14項では同様の内容が義務規定になっている。そのため、努力規定では弱いのではないかと思います。	市の執行機関は、計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
					何に対して、最少の経費で最大の効果を上げるのか不明なので、両者（「市は、計画的で、効果・総合的な行政運営に努めます。」）を合体するのはどうか。  「市は、計画的で、効果・総合的な行政運営に努め、最少の経費で最大の効果を上げるように努めます。」	
				市は、市政に関する市民の意見を積極的に把握、適切に市政運営に反映するよう努めます。	－	市の執行機関は、市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めます。
				市は、 <u>計画的で、効果・総合的な行政運営に努めます。</u>	「市は、計画的・効果的な行政運営に努めます」に修正。	削除
				市は、社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めます。	－	市の執行機関は、社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めます。

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
4	市民	確認事項	1	市民は、この条例の目的を実現するため市政やまちづくりに参画する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。	「市政に関する情報を知る権利」はどこまでか（情報公開条例との関係は？）、「公共サービスの提供を受ける権利」の範囲はどこまでか（あらゆる公共サービスを無制限に受けることができるのか？）。	市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。
					権利の主張のみ、市民の果たすべき義務も明確に定めるべき。	
			2	市民は、主体的にまちづくりに参画し、個性豊かで活気に満ちた安全・安心な地域社会づくりに努めます。 市民は、市政に関心を持ち、積極的にまちづくりの情報を共有することに努めます。	市民とは、市内に居住する者のほか、通勤・通学する者のほか、事業をする者、活動をする者なども含むが、それらの人達全部に対する責務か？	市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
5	情報共有	確認事項	1	市は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めるものとします。	本提言では、条例＝知る権利の保障という構成をとっているが、情報公開法の改正案のように、公文書公開制度の確立＆積極的な情報提供という手段＝知る権利の保障という構成のほうが、「知る権利」を限定的に捉えることができるため、運用しやすいという利点がある。 (例) 市は、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供すること等によって、市民の知る権利を保障し、市民との情報の共有に努めるものとします。 公文書の公開制度は、条例により既に確立されていますが、ここで明示する必要性はあるでしょうか。	議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより市民との情報共有に努めます。
				久喜市では、ファイリング・システムや公文書館制度を導入し、公文書の廃棄から保存までを一元管理しており、市民等の情報ニーズに対する公文書の公開制度は一定のレベルで確立していると考えています。よって、本文中の「確立する」を完成度を高める意味合いの文言にしたほうが良いと思います。 情報公開条例第7条に 「公開請求があったときは、・・・公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と明記されている。  公文書の公開に関しては、自治基本条例で改めて記載すべき事項なのか？		
				市民は、市との情報共有を進めるため、市民の持つ情報を積極的に提供していくよう努めるものとします。	情報公開法や情報公開条例等の規定でも明記されているように、情報公開の究極的な目的は、市民の市政参加である。したがって、条例で市民に求めるものも、この観点で規定することが適当である。 (例) 市民は、透明性の高い民主的な行政の推進に資するため、積極的に市政への参加に努めるものとします。  市民が情報の提供を誰にするのでしょうか。市民が市民又は市民が市に提供するの分かりづらいと思います。	市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めます。

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>市民の持っている情報全て提供するように、ととられないような表現が必要ではないか？</p> <p>⇒市民の持つ地域情報を提供していくよう努める</p>	
			2 個人情報の保護	<p>市は、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、<u>個人情報の保護制度の確立に努めるもの</u>とします。</p>	<p>前述の情報公開に関する提言の修正にあわせて、文言整理（情報公開法や情報公開条例等の規定でも明記されているように、情報公開の究極的な目的は、市民の市政参加である。したがって、条例で市民に求めるものも、この観点で規定することが適当である。）</p> <p>（例）</p> <p>市は、市が保有する個人情報の保護制度を確立することによって、市が保有する個人情報本人からの開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、市民の権利利益の保護を図ることに努めるものとします。</p> <p>個人情報の保護制度は、条例により既に確立されていますが、ここで明示する必要性はあるでしょうか。</p> <p>ここでいう個人情報の保護は、市が確立していくことだと思いますので、「・市民の」もしくは「・自己に関する…個人情報の保護に関して市民が不利益を被らない環境」となるのではないかと思います。</p>	<p>議会及び市の執行機関は、個人情報の保護制度を適正に運用することにより、市民の権利利益の保護に努めます。</p>
			3 情報の適正管理	<p>市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市民に分かりやすく公開し、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めるものとします。</p>	<p>市を主語とする文脈と、市民を主語とする文脈が混乱している。また、前述の公文書公開制度や積極的な情報提供に関する提言と本提言との違いが明確でない。</p> <p>（例）</p> <p>市は、常に多くの市民が必要とする情報を把握することに努めるとともに、その情報を的確に伝える方法を検討する等、調和のとれた広聴広報活動を展開することで、市民参加を推進する市民が、市政情報を有効的に活用することができるように努めるものとします。</p> <p>意味がとり難い。</p>	<p>議会及び市の執行機関は、市政に関する情報を有効に活用するため、適正に管理するよう努めます。</p>
6	参加・協働	確認事項	1 協働	<p>市民及び市は、新しい公共の原則に基づき互いの持つ力と役割を活用し、幅広く質の高い公共サービスの実現のために、協働するよう努めるものとします。</p>	—	<p>市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めます。</p>
			画2 市民の市政へ	<p>市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとします。</p>	<p>しょうぶ会館事業のうち隣保館事業に関しては、地域及びその近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための事業を行うものです。</p> <p>市の他の事業と一律に、関係地域以外の市民が参画できるというものは、いかがなものか。 会館事業の特殊性について、配慮願いたい。</p>	<p>市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めます。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
			の参		削除すべき。市政運営においては効率性も重要であることから、その必要性は無いのでは。	
			参画 3 ( 附 属 機 関 ( 審 議 会 等 ) へ の 市 民 の	市長の附属機関である審議会、委員会等の委員の選任に当たっては、多くの市民の参加が保障されるように、委員の公募等の工夫に努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めます。	<p>附属機関は、市長の附属機関の他、行政委員会の附属機関もあるのでは。</p> <p>市民参加の方法の中、附属機関への市民参加だけを出すのはどうか。個別の方法について規定するのではなく、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続きを行うものとするでいいのでは。</p> <p>市民参加の方法には、附属機関への付議だけではない。他の市民参加の方法もある。附属機関だけ特記するのはどうか。</p> <p>「保障」という用語が強すぎるのではないか。担保又は確保などの表現がよいと思う。</p> <p>委員の公募等の工夫とはどのようなものか。それぞれ担当課の判断によるのか。</p> <p>委員の公募等の工夫とはどのようなものを想定しているのか。条文に規定するのはどうか。</p> <p>(しょうぶ会館事業のうち隣保館事業に関しては、地域及びその近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための事業を行うものです。) 上記のとおり、隣保館事業に関しては特殊性があります。</p> <p>自ずと、事業計画等を審議する運営委員会の運営にあたって、委員として関係地域以外の市民が無条件に幅広く参加できるというのは、いかがなものか。</p> <p>(しょうぶ会館事業のうち隣保館事業に関しては、地域及びその近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための事業を行うものです。) 上記に関連して、運営委員会の委員は、地域の実情等に精通し理解している人が求められます。</p> <p>他の委員会等と同様に男女比の均衡にとられるのは、いかがなものか。</p>	市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより適正に市民が参画できるよう努めます。
				公募委員数の枠の拡大に努めます。	<p>公募枠の拡大に努めるという規定を自治基本条例に規定するのはどうか。市民参加条例で30%以上としているので、拡大に努めるは言い過ぎでは。</p> <p>この表現だと、どこまでも拡大に努めなければならない。「公募委員数の枠の適正な確保に努めます。」ではどうか。</p>	削除

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>公募委員の枠が大きくなると、公募人数より応募人数が下回ることも考えられることから、当該規定が達成されなかったり、現に発生しているとすれば、その数が増えることが懸念される。</p> <p>市民参加条例の公募による委員比率を「30パーセント以上」とする現行規定に比べ、公募委員を拡大することが、当該審議会等のよりよい意見形成に資することとなる検証はなされたのか。</p> <p>委員構成は、関係機関や団体から選出されたものも含め、適切な定数内で、全体のバランスを考慮して公募委員の枠配分を確保する必要があることから、今後、条例で「枠の拡大に努める」とまで言うてよいのでしょうか。</p> <p>自治基本条例に公募委員数の枠の拡大に努めると規定するのはどうか。附属機関の性質によって、全体のバランスから公募枠を決めているところもある。 市民参加条例で30%以上としているので、その整合性は。</p> <p>もう少し具体的に書いて頂ければ分かり易いかと思います。</p> <p>(しょうぶ会館事業のうち隣保館事業に関しては、地域及びその近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための事業を行うものです。) 上記に関連して、公募委員に関しても、前述の政策への市民参画の問題と同様に一律に規定されるというのは、いかがなものか。</p> <p>会館事業の特殊性を考慮した扱い、つまり適用除外等の例外扱いはできないものか。 以上、まとめて検討願いたい。</p> <p><b>【解説 背景】</b> 公募委員の選定基準を明確に・・・ 公募委員の選定は原則市民を対象として選任。参考人として市民外を認める。</p>	
7	コミュニティ	確認事項	1 コミュニティの役割	<p>コミュニティ活動は、安全・安心で市民が住みやすいまちをめざして、市民等（企業、学校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくための重要な役割を担います。</p>	<p>コミュニティ活動の役割を定めようとしているのか？ 条例に書く意味は何か？ 必要ないのではないかな？</p> <p>この条例の中で、当該部分に限り「市民等」として市民の中に企業、学校、団体を含む規定が設けられているが、これら企業、学校、団体は他の条項で何らの努力義務も規定されておらず、単に「役割を担っている」ということを定められているものであり、この条例において努力義務を負う「市民」とは明確に使い分ける方がより適切と考える。</p>	削除

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとします。	－	市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めます。
				市は、 <u>地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組み、住みやすいまちの実現をめざします。</u>	地域コミュニティと協働した方が良い場合もあるが、そうでない場合もあり得る。「市は、地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組むなど、住みやすいまちの実現をめざします。」ではどうか。	市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティと協働して取り組むよう努めます。
					地域で解決できることに行政が関わることは、基本原則に表記された「自主的かつ自立的なコミュニティを形成する」ことをはじめ、提言書の同ページ4行目の「地域の自主的な課題解決」と相反するのではないかと思います。	
			活2 動 へ コ ミ ニ テ イ	行政は、コミュニティ活動を活性化するために、活動のできる施設の提供、交流の機会、情報提供（広報等）、人材育成や活動補助金等の支援を行います。	「行政は、～人材育成や活動補助金等の支援に努めます。」ではどうか。	市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより必要な支援を行うよう努めます。
			支 援 ニ テ イ	コミュニティ活動の発展強化のため、行政は公平な立場から、コミュニティ組織や各種市民活動団体との連携を図ります。	補助金がなくとも、コミュニティ活動はできると思います。活動補助金と明文化してしまうと補助が前提になり市の予算が縛られます。	
8	行政	確認事項	1	市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。	地方自治法から基本構想の規定が省かれた。議会の議決の規定を条例に盛り込む必要があるのではないか。	市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
				市は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的、かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めます。	【解説・背景】「地方自治法第2条第4項で、市町村は基本構想を策定し・・・定められている」 ・地方自治法の一部を改正する法律が5月2日に公布され、市町村は基本構想を定める必要がなくなったことから、当該部分について修正が必要と考える。	市長は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的、かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めます。
					【解説・背景】「地方自治法第2条第4項で、市町村は基本構想を策定し・・・定められている」 平成23年5月2日公布、地方自治法の一部を改正する法律(同年8月1日施行予定)により、市町村の基本構想に関する規定(自治法第2条第4項関係)が削除されたため、「地方自治法・・・定められているが、」の部分について削除。	
			2	行政は、 <u>政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明し、市政の公正さと透明性の確保に努めます。</u>	P21の「2）市民の行政への参画」の「・市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとします。」と同じような内容であり、整理が必要ではないか。	市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めます。

No.	テーマ	区分	節 任	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				<p>政策の立案段階から市民に情報提供を行い、理解を得るよう説明します。</p>	<p>政策によっては、立案段階からの説明が難しい場合も想定される。「政策の立案段階から市民に情報提供を行い、理解を得るよう説明に努めます。」ではどうか。</p> <p>市政の公平さと、透明性は欠かせないが、「政策の立案段階から市民に情報の提供を行い、理解を得るよう説明」とあるが、言い切ってしまうて大丈夫か。</p> <p>この記述では、政策の立案から市民に対する説明会を開催することになります。実施するかどうか決定していない段階での説明会は、かえって混乱を招く恐れがあるのではないのでしょうか。言い切りでは無く、理解を得るよう努めます。という努力義務の表現でも良いのではないかと思います。</p> <p>各政策の立案、実施、評価を対象とすると、事務量的に説明することは困難ではないか。</p> <p>対象を絞り込まないと、現実的ではない考える必要があるのではないか。</p> <p>各課等の管理的な業務が増加し、行政改革や行政の効率化・合理化との考えを整理する必要がある。</p> <p>「理解を得るよう説明します」の表現は、「理解を得るよう説明に努めます」が適切ではないのでしょうか。</p> <p>市民も千差万別で、全ての市民に「理解を得るよう説明」するのは不可能ではないか？</p>	
			3 行政評価	<p>市は、総合振興計画との整合性を図りながら行政評価を行い、その結果は、次の施策や事業に反映させるとともに、市民に公表します。</p>	<p>必ずしも次の施策・事業に反映できるとは限らないのでは。</p> <p>「市は、総合振興計画との整合性を図りながら行政評価を行い、その結果は、次の施策や事業に反映させるよう努めるとともに、市民に公表します。」ではどうか。</p> <p>【解説・背景】「行政評価は、総合振興計画との整合性を図りながら進行管理を行い、その結果を市民に公表します。」行政評価のみで、総合振興計画の進行管理を行うことは難しい。</p> <p>・行政評価は、総合振興計画との整合性を図りながら進行管理を行い、その結果を市民に公表します。</p> <p>↓</p> <p>・行政評価は、総合振興計画との整合性を図りながら実施し、その結果を市民に公表します。</p>	<p>市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めます。</p> <p>市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めます。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				行政評価は、市民が参画する外部評価を実施します。	<p>【解説・背景】「行政評価は、PDCAをしっかりとサイクルさせるために必要で、特にCの部分が重要である。」 行政評価で特に重要なのは、評価するC(CHECK)ではなく、評価した結果を反映して、事業の見直し等の改善を行うA(ACTION)である。</p> <p>・行政評価は、PDCAをしっかりとサイクルさせるために必要で、特にCの部分が重要である。 ↓ ・行政評価の運用を通じて、PDCAの行政サイクルの定着化を図り、簡素で効率的な市政運営を推進することが重要である。</p>	
				市民が参画した事業見直しの継続的な実施を行います。	<p>事業仕分けの実効性には疑問が残る。 「市民が参画する事業見直しの実施の必要性について常に検討し、必要な場合には実施します。」ではどうか。</p> <p>【解説・背景】にあるように事業仕分けをイメージしたものと考えるが、国、地方自治体において取組みをしている実績も少なく、「継続的な実施を行います」とするのは、時期尚早と考える。</p> <p>事業仕分けそのものの効果の検証も必要と考える。</p> <p>「事業の見直しの継続的な実施」については、1点目にある「その結果を、次の施策や事業に反映させる」の中に含まれる。 また、「市民が参画した」については、2点目にある「市民が参画する外部評価」と重複するので、3点目の「市民が参加した事業の見直しの継続的な実施を行います。」は削除しても良いのではないか。</p> <p>事業見直し、仕分けは必要に応じて実施することがのぞましい。</p>	

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>【解説・背景】「行政評価は、行政の内部の評価だけではなく、評価対象事業の選定から市民が参加し、行政と市民とで相互にチェックできるいわゆる事業仕分け等を継続的にすることが必要である。」</p> <p>行政評価について、内部評価のみではなく、外部評価を実施することは必要である。 しかし、「事業仕分け」は事業を評価する手法のひとつであり、ここで「事業仕分け」を特記する必要はないのではないか。</p> <p>・行政評価は、行政の内部の評価だけではなく、評価対象事業の選定から市民が参加し、行政と市民とで相互にチェックできるいわゆる事業仕分け等を継続的にすることが必要である。 ↓ ・行政評価は、行政の内部の評価だけではなく、市民の視点に立った外部評価を取り入れ、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うことが重要である。</p>	<p>条例骨子案</p>
			4 財 政	<p>市は、中・長期的な展望に立ち、財源の効率的で効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めるものとします。</p> <p>市は、市の保有する財産を明らかにするとともに、市民に分かりやすく財政状況を説明し、公表します。</p> <p><u>財政運営は、総合振興計画と同様に、必要に応じて定期的に見直します。</u></p>	<p>表記として「財政運営は、」が主語になるのはおかしいのでは。</p> <p>財政運営を見直すとは、どのようなことを想定しているのか良く分からない。 条文化するには、見直しの内容について規定する必要があるのではないか。</p> <p>「同様に」定期的に見直すという趣旨であれば、「総合振興計画と同様に」を削除する必要があるのでは。ただし、解説の趣旨であるなら、総合振興計画の整合性等で規定する必要があるのでは。</p>	<p>市長は、中・長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めます。</p> <p>市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めます。</p> <p>市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めます。</p>
			5 市 長 の 責 務	<p>市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実かつ迅速に市政運営を遂行する責務を有します。</p> <p><u>市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めます。</u></p>	<p>「迅速に」は、内容によってはそぐわない場合や、P28の「市は、中・長期的な展望に立ち」と相容れない場合もあり得る。「市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実に市政運営を遂行する責務を有します。」ではどうか。</p> <p>「積極的に把握」は用法の誤りではないか。</p> <p>P14「市の責務」にも同じ規定がある。市長の責務というより、市の責務のほうが適しているのでは？</p>	<p>市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実に市政運営を遂行する責務を有します。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
			6 職員の責務	職員は、市民ニーズに迅速に対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努め、職務を遂行する責務があります。	3つ（職員の責務の規定）の全てにおいて、最後に「職務を遂行する責務があります」と規定されているが、一つに規定すればよいのではないか。  ・ 職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務があります。  ・ 職員は、市民ニーズに迅速に対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努める責務があります。  ・ 市民の立場に立って、自らの職務を遂行するに当たり、幅広い視点から職域を超えた横断的な連携を図るように努める責務があります。  上記（「迅速に」は、内容によってはそぐわない場合や、P28の「市は、中・長期的な展望に立ち」と相容れない場合もあり得る。）と同様の理由から、「職員は、市民ニーズに対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努め、職務を遂行する責務があります。」ではどうか。	職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有します。
				職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務があります。	誠実な対応と効率的な業務運営は、しばしば相反する。「職員は、公正性を確保するとともに、効率的に職務を遂行する責務があります。」ではどうか。	職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有します。
				市民の立場に立って、自らの職務を遂行するに当たり、幅広い視点から職域を超えた横断的な連携を図り、職務を遂行する責務があります。	縦割り意識ではなく、という意図と思われるが、「職域」は職場全体を意味する場合もあり、「市役所以外の民間企業との横断的な連携」と取られる可能性も出てくる。「自らの職務を遂行するに当たり、市民の立場に立って、幅広い視点から横断的な連携を図り、職務を遂行する責務があります。」ではどうか。 「自らの職務を遂行するに当たり、市民の立場に立って」に修正  行政機構上、問題あり。そもそも職域を越えた権限を職員は持ち得ない。  【解説・背景】「必要な行政改革を積極的に行い、縦割りの意識ではなく、市民の立場にたって横断的な意識で、業務を遂行します。」  この条文は、職員の責務に関するものである。「必要な行政改革を積極的に行い」とあるが、行政改革を特記する必要はなく、削除した方が良いのではないか。 「必要な行政改革を積極的に行い」ではなく、地方公務員法にある「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、」のような表記とした方が良いのではないか。	
			7 意見・要望	市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、公共の視点から施策や事業に反映することに努めます。	P29と同様（「迅速に」は、内容によってはそぐわない場合や、P28の「市は、中・長期的な展望に立ち」と相容れない場合もあり得る。）の理由から、「市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対しては、可能な限り迅速かつ誠実に対応し、公共の視点から施策や事業に反映することに努めます。」ではどうか。	市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するように努めます。

No.	テーマ	区分	節 ・ 苦 情 等 へ の 対 応	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
				<p>市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、その検討結果とその理由の公表に努めます。</p>	<p>『公共の視点』とは？ 市民全体の利益確保のためという意味？</p> <p>市民からの意見、要望、提言、苦情等については、さまざまな形で日々、各課等に寄せられているため、対象を絞り込まないと、公表するための事務処理が膨大となり、現実的な規定ではない。</p> <p>市民からの意見、要望、提言は公表に努めるでよいが、苦情も公表に努めるのは、難しいのでは。</p> <p>意見、要望、提言、苦情等の公表に当たっては、すべて公表するのではなく、行政や市民に大きな影響のあるものに限って、公表するようにした方がよいのでは。</p> <p>個人情報保護法等も踏まえ、公表には問題あり。</p> <p>【解説・背景】「また、意見等の受付窓口を一本化するなど、分かりやすい仕組みが必要です。」</p> <p>【条例に盛り込む内容】からは当該内容を読み取ることが難しいことから、当該規定をもって窓口一本化の議論には至らないものと考える。</p>	
			8)	<p>行政は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出に関する基準や手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きを行います。</p>	<p>行政手続きに関する事項は、条例により既に確立されていますが、ここで明示する必要性はあるでしょうか。</p> <p>【解説・背景】「市民に事前に情報を知らせる必要があります。」</p> <p>当該内容は、行政手続制度における審査基準、処分基準及び標準処理期間の整備・公表と解してよいか伺う。</p>	<p>市の執行機関は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保に努めます。</p>
9	議会	基本的事項	1)	<p>議会は、市の議決機関として、市民から信頼された議会運営に努めるものとします。</p> <p>議会は、徹底した市民への情報公開によって、開かれた議会運営に努めるものとします。</p> <p>議会は、市民福祉の向上と市政発展のために、議会終了後速やかに議会報告会を開催するなど、市民に積極的に伝えるように努めるものとします。</p> <p>議会は、適正な議員数により、市民福祉の向上のために効率的で公正な議会運営に努めるものとします。</p>	<p>自治法上、秘密会の規定があり、法に抵触した情報公開はできない。 「議会は、可能な限り市民へ情報を公開することによって、開かれた議会運営に努めるものとします。」ではどうか。</p> <p>自治基本条例に盛り込む必要性は無い。</p> <p>自治基本条例に盛り込む必要性は無い。</p> <p>議員からの情報提供も必要だが、議会報告会や議員だより等の活動は、議員活動の一環として自主的に行われるものであり、条例に規定する必要はないのでは。</p> <p>適正という根拠が不明。議員数を削減すればいいという意味か。 「議会終了後速やかに議会報告会を開催するなど、」及び「適正な議員数」の規定は、条例に盛り込む内容としてよいか。</p>	<p>議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるように努めます。</p> <p>議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めます。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>自治基本条例に盛り込む必要性は無い。</p> <p>議員数については、自治法の改正が行われ、議員定数の上限が撤廃される。(公布済、未施行) 同規模自治体から比較すると議員数は多いと思うが、何をもちいて適正な議員数とするか不明瞭であるため、自治基本条例に規定する必要はないのでは。</p> <p>【解説・背景】 行政当局の提案を追認しているに過ぎない… 議会は議決機関であり、議会軽視もはなはだしい。</p> <p>【解説・背景】 議会からの情報発信が少ないか… 議員個人の活動を無視した記載であり、削除すべき。</p>	
			2) 議員の責務	<p>議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者としての政治責任を負い、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。</p> <p>議員は、新しい時代を捉え、多様な手法によって市民に伝えるように、自己研鑽に努めるものとします。</p>	<p>—</p> <p>「新しい時代を捉え」⇒「時代の流れを捉え」に修正</p> <p>『市民に伝えるように』⇒何を伝えるのか？時代が変わったという情報を伝えるのか？</p> <p>【解説・背景】(8行目) 議員は何をしたかの結果だけでなく… 問題ある表現である。そもそも議員は多くの有権者の負託を受けて議員活動を行っている。議会についてこのような考えをお持ちの方々は、選挙の洗礼を受けた後、議会人として発言すべきではないか。</p>	<p>議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めます。</p>
10	条例の実効性担保・運用	基本的事項	1) 条例の運用状況の検証の必要性	<p>自治基本条例及び関連する他の条例や市の施策が実施されているか、毎年検証を行うものとします。</p>	<p>関連する他の条例、施策とは何を指すのが不明確である。これらを毎年検証を行うのも難しいのでは。</p> <p>関連する他の条例や市の施策とは、どの範囲まで入るのか？</p> <p>自治基本条例を毎年検証するのは難しいのでは。また、関連する他の条例、市の施策とは何を示すのか。これらを毎年検証するのも難しいのでは。</p> <p>当該条例等の実施を毎年検証とあるが、当該条例の基準、方針等の具体化は、市の全ての施策や事務事業を通して実践されて行くものであるため、検証は、それぞれの施策や事務事業の評価の中で行われるべきではないか。</p> <p>したがって、検証の対象と方法とセットで考える必要があるのではないか。</p>	<p>市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより自治基本条例に関する推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置します。</p> <p>市長は、この条例の運用状況を検証し、必要に応じて見直します。</p> <p>市長は、この条例の見直しを行うときは、推進委員会の意見を聞くものとします。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>全文削除 実施運用の検証とはどのようなものか。誰が、どの組織が行うのか。不要ではないか。</p>	
				市は、条例の検証及び見直しのための組織を設置します。	<p>旧久喜市の自治基本条例委員会のように、市民参加と市民活動に限って、審議していたことを想定しているのか。関連する多くの条例や施策について進行管理を行うとすると、他の審議会の所掌事項に抵触してしまう。</p>	
					37ページの検証及び見直しの組織と同じもの？	
					組織のメンバーの構成は、どんな人で、何人か？	
			2 （ 条例 の見 直し につ いて	市は、毎年の検証結果を基に、4年毎に条例の見直しを行います。ただし、市の政策に係る重要で緊急の課題については、必要に応じて見直しを行います。	<p>自治基本条例は、市の最高規範であり、いわゆる憲法である。従って、内容の定着が必要である。4年毎に見直しと年数を指定しているが、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しの方がいいのでは。</p> <p>条例制定後、条例の普及啓発に積極的に努めるとあるので、社会情勢等の変化など必要に応じて見直しを行うとし、まずは、条例の内容を充分普及啓発することに重点を置いたほうがいいのでは。 4年ごとの見直しにすると、その見直しの準備期間も考えると、市民に周知しにくい状況も出るのでは。（見直し部分と現状が混同してしまうのでは。）</p> <p>条例の見直し時期は、基本的に随時であり、上位法及び他法令等の改正並びに諸般の社会情勢を斟酌して適宜行うものである。 このことは、条例の制定改廃及び執行状況に係る基本的事項であり、自治基本条例で具体的な年数を示して行うものではないと考えます。また、同条例で規定すると、4年という期間に拘束されることも懸念されるため、規定することには消極的に考えざるを得ない。</p> <p>自治基本条例は、市の最高規範であり、いわゆる憲法であることから、内容の定着が必要である。4年毎に見直しと年数を規定しているが、年数は規定せず、必要に応じて見直しの方がいいのでは。</p>	
					<p>全文削除 条文に齟齬あり不要。</p>	

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
			3 （ 検 証 及 び 見 直 し の 組 織	<p>条例に沿った運用が適切にされているかの検証及び見直しのため、市民及び学識経験者で構成される組織を設け、毎年定期的に定例会を開催します。また、検証及び見直し組織の長が必要と認めるときには、会を開催します。</p> <p>検証及び見直しのための組織及びその運用に関して、必要な事項は別に条例・要綱等に定めます。</p> <p>市は、検証及び見直し組織による検討結果を尊重することが必要です。</p>	<p>これまでの旧久喜市の自治基本条例委員会から考慮できるが、検証及び見直しのため、年数回定期的な会議を開催することは困難である。（他の審議会に抵触しないものについて、諮る事項に限られる。）</p> <p>条例の検証及び見直しを行うことは、制度を熟知し、実務に精通していることはもちろんのこと、関係法令や社会情勢の動向にも常に意識を傾けていなければならない。ここまでのものを公募又は無作為抽出で選出した市民に求めても、効果の実現可能性が低いと言わざるを得ない。</p> <p>なお、学識経験者が組織の中にいたとしてもそれらの者だけで、検証等をするようになると市民の参画が形骸化し、組織が空洞化するおそれがあります。よって、この条例に条文化する必要性と組織が市及び議会に対してどのような位置付けになるのかを検討する必要があると考えます。</p> <p>当該条例等の実施を毎年検証とあるが、当該条例の基準、方針等の具体化は、市の全ての施策や事務事業を通して実践されて行くものであるため、検証は、それぞれの施策や事務事業の評価の中で行われるべきではないか。</p> <p>したがって、検証の対象と方法とセットで考える必要があるのではないか。</p> <p>各課等の管理的な業務が増加し、行政改革や行政の効率化・合理化との考えを整理する必要がある。</p> <p>検証や見直しは、ある程度期間や年数が経たないと難しいのでは。</p> <p>①「検証及び見直し組織の長」を「組織の長」に ②「会」を「臨時会」とする。 提言の内容が、分かりやすくなる。</p> <p>市民が参加する附属機関となるため、組織や運用については、条例及び条例に委任された規則で定める内容であり、要綱で定めることはできないのでは。</p> <p>「尊重する」とは、どのような取扱いを求められるものか伺う。また、検討結果が、条例の制定改廃に係る議案提出権を有している、執行機関である市及び議決機関である市議会に対して、どの程度の取り扱いになるのかを検討する必要もあると考えます。</p>	

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
					<p>附属機関から出された答申等は尊重すべきものであるが、条例に規定することは馴染まないのでは。</p> <p>全文削除                      条文に齟齬あり不要。                      会の名称、組織、構成について触れていない。                      検証及び見直しの必要性は疑問である。</p>	
			発4 条例の普及啓	市は、積極的に自治基本条例の普及啓発に努めます。	<p>条例の普及啓発は必要だが、条例に規定することは馴染まないのでは。</p> <p>全文削除                      用語の定義に齟齬があるものに対して普及啓発を行うべきではないのでは。</p>	
11	住民投票	基本的事項	1 住民投票の必要性及び形式	<p>市民主体のまちづくりを行うという観点から、市政に重要な影響を与えると考えられる事柄について、市民が直接その意思を表明することが重要であると考えます。</p> <p>市政に関する重要な事項について市民の意思を直接確認する手法として、住民投票に関する規定を設けることが必要です。</p>	<p>住民投票の実施については、議会の権限を尊重し、住民投票の必要性についても議会の意見も反映させる必要があると思われることから、必要に応じてその都度議会でも条例を制定し実施するのが望ましいと思われれます。</p> <p>住民投票については、選挙と同様の規模が容易に想定され、市としてもその濫用により財政が圧迫される懸念があります。発議内容によっては市民の関心も薄く、十分に民意を確保できるとは思えません。議会の存在理由を踏まえ、そもそも規定する必要があるのか、それともその他の手法を活用した方がよいのか、根底から議論する必要があると考えます。</p> <p>住民投票が市民の意思を直接確認する方法として最も適当な方法であるかを先に検証する必要があると考えます。住民投票で賛成か反対かを問うものでは、賛成の意思の者は、あまり投票に参加せず、反対の意思を表明したい者が積極的に投票するということが考えられます。市民の意思を確認する方法として、理想的なのは対象となる全市民に意思の確認をすることであると考えます。その手法としては、アンケートによる調査でも調査の公正性や妥当性が担保されていれば、十分に住民投票と同じ効果が得られ、より多くの民意を反映できることになると考えます。よって、住民投票のみならず、民意を反映する手段として、アンケートによる意向調査も想定した規定を併記し、選択的に使用できる規定とにすることにした方が望ましいと考えます。</p>	<p>◆個別型の場合</p> <p>市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとします。</p> <p>住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。</p> <p>◆常設型の場合</p> <p>市長は、市政に関する重要課題について、市内に住所を有する満●歳以上の者が、その総数の●分の●以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満●歳以上の者とします。</p> <p>市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。</p>

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案	
					<p>【住民投票はできる規定にすべきであり、常設型ではなく個別型にすべき理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民請求による投票は、賛成派、反対派の激しい対立を生む可能性が高い。</li> <li>・住民は一時の過剰な波に流され、対極的な判断がしにくい。他の自治体でもこの流れに沿って、住民を先導する首長も存在するようになっている。</li> <li>・常設型は、住民投票の実施が乱発される可能性もあり、市政を衰退させる。</li> <li>・住民投票の実施は、財政的な負担が大きい。約4,600万円程度かかるのでは。</li> </ul> <p>【住民投票の問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票は、投票所まで足を運ばなくてはならないため、賛成派は投票に行かないことが多く、反対派は積極的に投票に行くので、投票結果が民意と一致するかどうかが不透明である。</li> <li>・成立要件を設けた場合も、不成立をねらい投票に行かないよう呼びかける動きもあり、民意の判断がしにくい。</li> </ul> <p>*印前は全文削除 常設型・個別型の結論も出なかったようなので、住民投票が出来る旨の記載で十分ではないか。</p>		
			2) 住民投票の結果について	市長は、 <u>住民投票の結果を尊重</u> するものとします。	<p>前記の意向調査も規定（住民投票のみならず、民意を反映する手段として、アンケートによる意向調査も想定した規定を併記し、選択的に使用できる規定）されれば、それに応じて必要な文言を追加する必要があります。</p> <p>住民投票に法的な効力を持たせなければ意味が無いのでは？（「尊重」では意味が無いように思える）</p>		
12	条例の位置づけ	確認事項	この条例は、 <u>市政運営の最高規範</u> であり、市は他の条例及び規則等の制定改廃に当たっては、この趣旨を最大限に尊重しなければなりません。  行政及び議会、市民は、この条例を尊重及び遵守します。	<p>問題ある表記である。条例に上下は無いのではないかと。提言どおり本条例が憲法規定であるとする、容易に改正することができないよう硬性さが求められる。その性格をP35の随時見直しを図れる規定によって放棄してしまっている。また内容が細部にわたっているため矛盾が生じているのではないかと。</p>	<p>市の執行機関は、個別の条例、規則、計画等の制定改廃又は策定においては、この条例の趣旨を最大限尊重します。</p> <p>市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重し、及び遵守します。</p>		

No.	テーマ	区分	節	【提言書：条例に盛り込む内容】	議員及び課から出された意見	条例骨子案
13	広域的な連携及び協力	確認事項		<p>市は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとします。</p> <p>市は、まちづくりにおいて多様な国々の歴史・文化等を市民一人ひとりが相互に理解することが重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。</p>	<p>誇るべき日本の歴史・文化について学ぶべきであり、延長線上に国際社会への対応があるのではないか。「まちづくりにおいて自国の文化歴史伝統を重んじつつ、多様な国々の…」等の表現が望ましい。</p> <p>「国際社会との交流」とは？ 久喜市が「国際社会との交流」？</p>	<p>市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めます。</p> <p>市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史・文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めます。</p>
14	危機管理	確認事項		<p>市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図ります。</p> <p>市は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の確保に取り組みます。</p> <p>市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。</p>	-	<p>市の執行機関は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の確保に取り組むよう努めます。</p> <p>市の執行機関は、市民の安全・安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図るよう努めます。</p> <p>市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。</p>